

● 一括有期事業報告書(建設業)の書き方

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに終了した元請工事が対象となります。

(平成30年度以前から開始の繰越工事、近隣県(秋田・宮城・福島・新潟)で行った工事も含まれます。また、平成31年4月1日以降開始については、地域要件が廃止され遠隔地で行われる工事も含まれますのでご注意ください。) 但し「36 機械装置の組立て又は据付けの事業」は全国で行った工事が一括扱い出来ます。

保険料等の算定は「実支払賃金」で算定する方法と「労務費率」で算定する方法があります。

【実支払賃金で算定】

○ 現場ごとに、労働者に支払ったすべての賃金・各種手当・賞与等の総額で算定します。

○ 元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金等が対象となりますので、賃金台帳、作業日報、出面等により正確に把握して下さい。

【労務比率で算定】

○ 請負金額に「事業の種類」ごとに定められている「労務比率」を乗じて賃金総額を算定します。

お手数でも、「事業の種類」(「35 建築事業」や「38 既設建築物設備工事」)ごとに作成して下さい。

請負代金とは別に、支給材の価格相当額、貸与された機械・資材等の賃料、損料相当額があれば計上して下さい。

令和7年度内に終了した工事が対象です。
(令和8年3月31日以前に開始した工事の算入漏れがないようご注意ください。)

請負金額500万円未満の小工事は「事業の種類」ごとにまとめて、「〇〇工事他〇件」とご記入下さい。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

事業主様 2 枚のうち 1 枚目

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				労務費率	賃金総額
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
06101912345678	〇〇邸新築工事	山形市〇〇町	30年3月1日から 7年6月30日まで	42,000,000			42,000,000	23	9,660,000
	(平成30年3月31日以前 工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	42,000,000			42,000,000		9,660,000
	〇〇ハイツ新築工事	天童市〇〇	7年9月1日から 8年1月31日まで	52,500,000			52,500,000	23	12,075,000
	〇〇邸増築工事 他4件	山形市、他	7年4月1日から 8年3月31日まで	21,000,000			21,000,000	23	4,830,000
	(平成30年4月1日以降工 事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	73,500,000			73,500,000		16,905,000
	事業の種類	35 建築事業	計	115,500,000			115,500,000		26,565,000

前年度中の保険関係が消滅した日までに廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

8 年 4 月 30 日

山形 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(990 - 1234)
電話番号(023 - 456 - 7890)
住所 山形市〇〇町1-2-3

事業主 氏名 労働建設(株) 建設太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険労務士 氏名 電話番号

〔注〕
① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以後に事業(工事)を開始したものとを別表とすること。
② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

支払賃金で保険料を算定する場合は、「請負金額」、「賃金総額」をカッコで囲んで下さい。

なお、

● 請負金額が1億8千万円以上

● 概算保険料額が160万円以上

● 共同経営体

の工事については、単独有期事業として工事ごとにご申告下さい。

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

事業主様 2 枚のうち 2 枚目

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				労務費率	賃金総額
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
06101912345678	〇〇アパート内装工事	仙台市〇〇区	30年3月1日から 7年5月31日まで	10,500,000			10,500,000	23	2,415,000
	(平成30年3月31日以前 工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで	10,500,000			10,500,000		2,415,000
	〇〇邸室内リフォーム工事	栗河江市〇〇町	7年10月1日から 8年1月31日まで	(5,250,000)		賃金で算定する工事は このようにご記入 下さい。	(5,250,000)	賃金で 算定	(1,150,000)
	〇〇邸内装工事 他3件	山形市、他	7年4月1日から 8年3月31日まで	1,260,000			1,260,000	23	289,800
	(平成30年4月1日以降工 事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで				(5,250,000)		(1,150,000)
			年 月 日から 年 月 日まで				1,260,000		289,800
			年 月 日から 年 月 日まで						計 1,439,800
	事業の種類	38 既設建築物設備工事	計	(5,250,000)			(5,250,000)		
				11,760,000			11,760,000		3,854,800